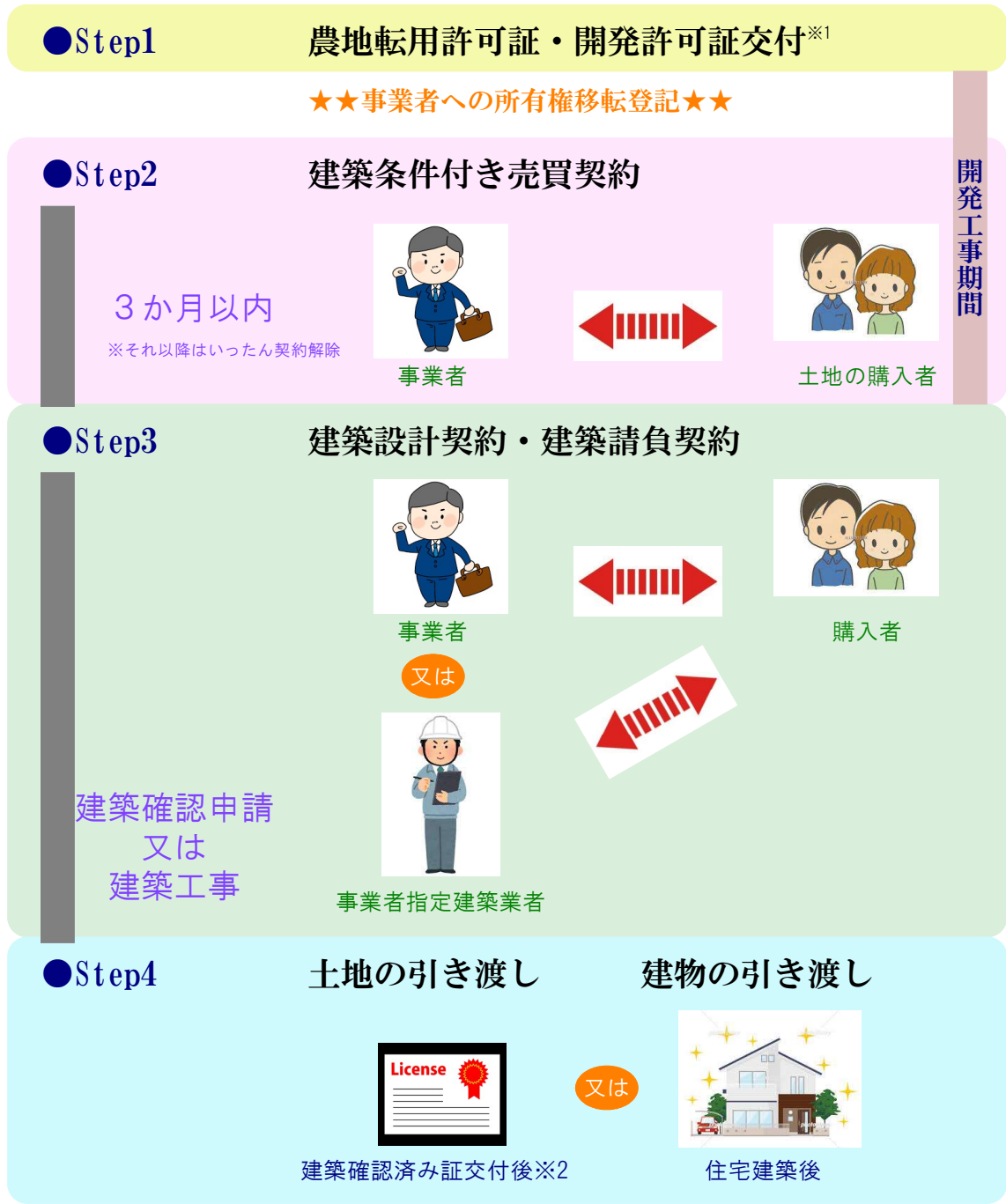


【農地における建築条件付き売買契約の流れ】



★進捗状況報告書（3か月毎）

※報告の内容

- ①売買契約
- ②請負契約締結
- ③建築確認申請
- ④土地の引き渡し
- ⑤建売住宅

★一定期間全区画販売できなかった場合



転用事業者は建売販売を行う

※1 許可前でも建築条件付き売買契約は可能ですが、3か月以内の建築設計契約・建築請負契約を行わなければなりません。

※2 土地の引き渡しを行う場合の流れ
建築確認済み証→農業委員会からの証明書→地目変更→所有権移転